

# 入所中の医療について

## 1.入所中に行える医学的管理・服薬管理

入所中の主治医は、かかりつけの医療機関から当施設の医師に変更となり、退所するまでご利用者の健康管理や体調不良時の治療を行います。但し、専門的な検査や治療が必要な場合は、当施設の医師の判断において、医療機関を受診することもあり、病態や治療によっては入所を継続できない場合があります。またご利用者の心身の状況によって、入所前に持参されたお薬は当施設の医師が主治医として調整することがあります。

入所中にご利用者が発熱等の体調不良になった場合は、医師の判断により検査、投薬、処置等を行います。状況によっては、居室変更やベッドをステーションの近くに移動して、そこで見守りする場合があります。一時的な体調の変化は経過観察を行い、医師または看護師の判断によりご家族に連絡をします。

## 2.医療機関へ受診が必要になった場合

予期していない病状の悪化や転倒による骨折などによって、ご利用者の心身の状態が著しく悪化した場合は、昼夜問わずご家族に連絡させていただきますので、必ずご対応をお願いします。ご利用者の状況によっては、医療機関を受診（救急車による搬送も含む）することがありますが、緊急時も含めて、医療機関への付き添いは、ご家族にお願いしています。早急を受診する必要がある場合には、ご家族が到着するまでの間、当施設の職員が付き添いますので、出来る限り早く（概ね 1 時間～2 時間以内）お越し下さるようお願いいたします。

## 3.入院となった場合

医療機関に入院になった場合、当施設は退所となります。当施設で対応可能な病状まで改善した場合は、再度入所を検討することができますが病態によっては再入所が困難な場合もあります。再度入所が決まった場合は、ご家族様で病院からの送迎と付き添いをお願いします。また、再度契約、保険証の確認が必須となる項目がございますので、印鑑、保険証類を必ずご持参ください。

## 4.ご利用者の急変時の対応について

当施設では予期していない病状急変時には、医療機関に搬送することを原則としていますが、病状のコントロールが難しい疾患、著しい食思不振、病状の悪化が予期される疾患、ターミナルケアなど病状悪化が予期しているご利用者の急変時には、医師の判断で、当施設で出来る医療を行わせて頂く場合があります。

## 5.心肺蘇生措置について

ご利用者が施設内、または搬送先の医療機関でご利用者の体調が著しく悪化して生命に危険が生じた場合、心臓マッサージ、気管内挿管、人工呼吸器等による蘇生措置を希望について確認しています。また、この希望はいつでも変更することが出来ず。施設内では発見の状況によって十分な対応が出来ない場合があります。

## 6.緊急時以外の受診について

日本の法律により、医療保険と介護保険の併用は認められておりません。その為入所中（介護保険適用）に発生する医療費は一部を除き施設利用費から支払われます。老健では医学的管理を行わなければいけない施設であり、緊急時以外で入所中に医療機関を受診する必要があるのかの判断は、基本的に当施設医の判断で行います。皆様の希望で受診したい事がある際は、必ず職員までお申し出ください。（受診内容によっては、当施設入所中には対応できない場合もあります）その際の医療機関の送迎や付き添いをご家族でお願いします。また、受診時の医師から説明された内容は、必ず当施設の看護師にお伝えください。上記と同じ理由により、薬は原則として当施設で処方しますので、医療機関や薬局で受け取らないようにお願いします。

## 7.入所中の個人情報の開示について

介護保険法において、当施設が情報開示可能なのは「身元引受人にサインを頂いた方、又は利用者の承諾がある方（但し、利用者の利益に反する恐れがあると当施設が認める場合には、閲覧に応じない事も可能です。）」のみとなります。当施設にご親族・ご友人の方等より、現在の体調等軽微な情報開示であったとしても一切の情報開示は利用前、利用中、利用終了後も致しません。ご本人に判断がつかない事もありますので、必要な情報は身元引受人の方からの開示をお願いします。

## 8.入所中の事故について

入所中のご利用者は、高齢や障害による身体能力の低下、ご家族と離れる不安、環境の変化などによって、様々な事故が起こる可能性があります。当施設では、ご利用者の生活環境の調整や身体能力の維持向上、見守りや介助によって事故発生の予防を行っていますが、防ぐことが出来ない場合もあります。この事についてご家族のご理解とご協力をお願いします。以下は当施設で発生の可能性がある事故の一例になります。

### ①転倒や転落

ご利用者は筋力低下、注意力の低下、バランス能力の低下、起立性低血圧などにより、歩行中の転倒、車いす、ベッドから転落を起こし骨折などの大きな外傷となる恐れがあります。高齢者の転倒は事故ではなく、老年者の疾患とされています。当施設は原則、身体拘束は行っていないため、常にこれらの病態悪化が起こる可能性があります。

### ②誤嚥・誤飲について

当施設では、ご利用者の嚥下能力に合わせた食事を提供していますが、高齢や嚥下機能障害、認知機能の低下、入れ歯が合わないなどにより、水分や食物を飲み込む力が低下して、誤嚥や誤飲、窒息を起こす危険性があります。また、外れやすい入れ歯を使用していると、その入れ歯を飲み込んでしまう場合もあります。

### ③介護によるケガについて

高齢者は、皮膚が薄いため表皮が剥離しやすく、血管ももろいため介助によって皮下出血ができることがあります。また、車いすに座っており下肢を使用していないご利用者は骨が脆く、寝返りや起き上がり、車いすからの移乗介助など軽微な介助で骨折する場合があります。

## 9.ご家族の協力と、どのように最期を迎えるか(人生会議)のお願い

当施設は在宅復帰施設ではありますが、ご自宅へ戻られる方だけでなく、ご自宅と当施設入所を定期的に繰り返しされる方、特養や有料老人ホームなどの入居施設に行かれる方、当施設でターミナルケア(お看取り)まで入所される方などご利用者の病気や障害、ご家族の状況などに応じて多くの選択肢があります。

今回の入所をきっかけに、ご本人の意向を主体にキーパーソン、ご家族、周りの全ての親族の皆様と「どのように最期を迎えるか(人生会議)」について話し合いをお願いしています。高齢者は、その日元気でも、次の日に急逝するということがあります。残されたご家族・ご親族の皆様が後悔しないためには、今から先を見据えて「ご本人が、どのような最期を迎えたいのか(例:胃ろうをしたい、したくない、自然に最期を迎えたい等)」を、ご本人を含めて話し合いをする事がとても大切です。

当施設は、その意向を考慮したうえで出来る限りご本人、ご家族支援をしていきますが、当施設で出来ることは限られています。これからも、ご利用者の生活援助や病気に関する方針の決定、通院の付き添いなどご家族が主体になることは多くありますのでご協力をお願いします。